

7期生募集

令和4年度

町民後見人養成研修 参加者募集のご案内

受付締切

7月29日
(金曜日)

成年後見制度の利用が必要な高齢者等が適切に制度を利用できるように、社会貢献に意欲のある町民後見人を養成することを目的とした研修を行います。

現在10名が町民後見人として
実際に活動されています！

成年後見制度ってどんな制度？

認知症や知的障がい、病気や不慮の事故などによって、判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、自立した生活を支えるための制度です。

町民後見人って何をする人？

判断能力が不十分な状態にある方が、成年後見制度を利用する時に支援をする人のことです。

例えば
こんなこと

- ◎預貯金などの財産の管理
- ◎医療や介護サービス、施設入所等の契約の締結 等



対象者

- ・町内在住で町民後見人として活動する意思がある方
- ・原則として研修課程をすべて受講できる方
- ・20歳以上70歳未満の方

研修日程

岡山県主催：10月～12月 7日間（会場：岡山市）
矢掛町主催：10月～11月 1日間（会場：矢掛町）

受講料

無料（矢掛町が負担します）

選考方法

福祉介護課で申込書兼経歴書を受け取り、必要事項を記入し、提出してください。
後日面接により、選考を行います。

面接日

令和4年8月16日（火）午前9時～ ※詳細は申込締切後 通知

お申込み・お問合せ

矢掛町福祉介護課
地域包括支援センター

電話 82-1026
有線 0572

誰もが安心して暮らせる町づくりに参加してみませんか？

